

日EU・EPA交渉に関する意見書

日本とEUとの間のEPA交渉については、本年5月の日・EUの首脳会談において、できる限り早い時期の大枠合意が極めて重要であることが確認され、現在、7月の主要20か国・地域首脳会議にあわせた首脳会談での合意が報道されるなど、今まさに重要な局面を迎えている。

本県議会は、日本とEUとの間のEPA交渉について、本県の基幹産業である農林水産業をはじめ、食品関連産業等幅広い分野に多大な影響を及ぼすことが懸念されることから、国に対して、十分な情報提供などを要請してきたところである。

しかしながら、交渉を巡っては、豚肉や木材など農林水産物の関税を削減・撤廃する方向で協議が進められているとの報道等がなされている中であって、交渉状況が明らかにされないことから、農林漁業者等の中で交渉の先行きを懸念する声が高まってきている。

一方、現在、「農林水産業の輸出力強化戦略」において、輸出額1兆円目標の1年前倒し達成に向け、国を挙げて取り組むこととしている中で、日本からEUへは、動植物検疫などの非関税障壁により、豚肉や鶏肉などの輸出ができないほか、緑茶については残留農薬規制の問題から、輸出は事実上困難な状況になっている。

よって、国におかれては、日本とEUとの間のEPAが、地域経済・社会に与える影響を十分に考慮するとともに、地方の声を真摯に受け止め、下記のとおり対応されるよう強く要望する。

記

- 1 豚肉、豚肉調製品、牛肉、乳製品、甘味資源作物、木材製品等をはじめとする農林水産物の重要品目の再生産が引き続き可能となり、農林漁業者が安心して経営を継続できるよう、必要な国境措置をしっかりと確保すること。
- 2 黒豚肉など農林水産物の輸出品目の拡大に向けて、検疫協議等を加速化すること。また、輸出先の検疫基準等に適合した生産体制を確立するための条件整備を図ること。
- 3 日EU・EPAが地方の経済活動や国民生活に与える影響や交渉状況等について、国民に十分な情報提供と明確な説明を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月27日

鹿児島県議会議長 柴立鉄彦

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣 殿
農林水産大臣
経済産業大臣
内閣官房長官